

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	Dolce Bambini		
運営法人名称	社会福祉法人 真友真会		
福祉サービスの種別	保育所		
代表者氏名	理事長：辻 寛子 / 園長：國谷 友美		
定員（利用人数）	100 名（77名）		
事業所所在地	〒 596-0004 大阪府岸和田市荒木町2丁目4番36号		
電話番号	072 - 445 - 2671		
F A X 番号	072 - 445 - 9048		
ホームページアドレス	http://www.matomakai.jp/		
電子メールアドレス	syafuku.matomakai@piano.ocn.ne.jp		
事業開始年月日	平成 23 年 4 月 1 日		
職員・従業員数※	正規	13 名	非正規 11 名
専門職員※	保育士：正規 7名、非正規 9名 看護師：正規 1名 管理栄養士：正規 1名 調理師：正規 1名		
施設・設備の概要※	[居室]		
	[設備等] 保育室（0～5歳）・調理室（前室・トイレ）・事務室（園児休息スペース有）・更衣室・会議室（重要書類保管室）給湯室・配膳室（配膳エレベータ室） 幼児トイレ2箇所保育室内・乳児用トイレ2箇所保育室内・多目的トイレ1・相談室(事務所内1)・おひさまルーム1 調乳室・沐浴室1		

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

保育方針

保育所保育指針に基づいて、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

- ①一人ひとりを大切に、子どもの様々な要求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- ②健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う
- ③生命、自然及び社会の事情についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを促していく

保育目標

「命の大切さ」を体で感じとれる保育を目指して、次のような保育目標に基づいて保育します。

1. 一人ひとりの存在を大切にできる子
2. 明るく元気に挨拶できる子
3. 体感・体得ができる感性豊かな子
4. 仲間と共に最後まで根気強く頑張る子

【施設・事業所の特徴的な取組】

①【乳児保育】

・家庭的な保育を行います。家庭でお母さんがお世話するように「その子どもには、その保育士」というように決められた保育士が育児を行います。育児担当制を取り入れています。いつもお世話してくれる大人（保育士）が決まっていることは、子どもの情緒を安定させ、子どもの内面の発達を支えていくことができます。また担当する保育士が、子どもの発達段階や心理状況などを、よく把握し、丁寧に接してあげられる結果、子どもの生活習慣がしっかり身につくという面から、育児担当制を0.1.2歳児まで取り入れております。育児面は決まった保育士が行います。

②【幼児保育】

・3歳から5歳児クラスまでは、就学前を意識した、一斉保育を行っています。3歳児クラスから、年齢に応じ、段階をへてスムーズに小学校へ進学できるように、日課活動や設定保育の中でいろいろ体験や経験をし、楽しみながら身につけていきます。何より直接体験を大切に行っていきます。

・朝の時間にフラッシュカード（お名前カードや言葉のカード）を使用し、言葉や数をあそびを通して理解します。数に興味を持つ事で、いずれ学ぶ算数（たし算やひき算）でも困らないように、スムーズな流れの中での理解できるよう、100玉そろばん等を使用。当園児さんは、数には非常に興味があり、よく数字を知っています。

③3歳児より、鍵盤ハーモニカを使用し、音と触れ合う、慣れていく等を目的に、楽しく身につけ、小学校にスムーズに上がれるように、触れていく。

どの取組も、子どもが無理のないように進めていく事が前提にあります。自然な形で、無理なく身につけてくれればと、進めています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	大阪府社会福祉協議会 総務企画部第三者評価室
大阪府認証番号	270002
評価実施期間	平成29年12月21日 ~ 平成30年2月6日
評価決定年月日	平成30年2月6日
評価調査者（役割）	1-059 (運営管理委員) 1601C040 (専門職委員) () () ()

【総評】

◆評価機関総合コメント

Dolce Bambini（ドルチェ バンビーニ）は、公立保育所から平成23年4月に民間移管され、社会福祉法人真友真会が運営しています。岸和田市春木駅に近い住宅地の中、隣地に小学校と幼稚園のある文教地域に位置している保育園で、子どもたちにとっては落ち着いた環境の中で運営されています。新園舎への建替えを機に、保護者にも意見を聞きながら、やさしい子どもに育つように願いを込めて「新条保育所」から「Dolce Bambini」に園名を変更しました。また、平成29年10月より0歳児保育も開始しています。民営化園として、公立保育所の良いところを残しながら、真友真会としての保育も融合させています。日々の保育の中で子どもたちにとって何が必要かを常に模索しています。

（注）判断基準「abc」について

【平成27年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との比較はできませんのでご注意ください】

（a）は質の向上を目指す際の目安となる状態、（b）は多くの施設・事業所の状態、（c）はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改訂されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では（b）が一般的な取組水準となり、従前に比べて（b）の対象範囲が広がります。また、改正前に（a）であった評価項目が改正後の再受審で（a）を得られなくなる可能性もあります。

◆特に評価の高い点

快適な保育環境

園舎建替えにより新しい保育環境となり、特に採光が良く、子どもたちにとって明るく健康的な部屋になっています。

地域交流

地域の子育てサロンへの協力や、5歳児クラスの子どもたちと職員が地域清掃活動・世代間交流等に参加するなど、保育園の子どもたち及び職員と地域の方々との交流に積極的に取り組んでいます。

◆改善を求められる点

記録、マニュアル等の整備

会議録・研修報告書等未整備な部分がありますので、今後は組織を挙げて、記録の書き方やまとめ方を見直し、整備することが望まれます。

また、保育の標準的実施方法について、職員の意見を踏まえて適切に文書化し、定期的に見直すことが求められます。保育課程についても、職員参画の上、必要な項目を含めて策定することが求められます。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

評価機関の評価を受けた内容については、早々施設内会議にて話し合いを行い、取り組みが出来る点や改善できる点については、翌日より着手しております。

今後は、更なるサービス向上と資質向上に向けて取り組んでまいります。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

	評価結果
I-1 理念・基本方針	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
(コメント) 方針や理念については、園のしおりやホームページに記載しています。理念、基本方針等について、職員には年度当初の研修にて説明し、保護者には入園面接の際に説明していますが、会議録や研修記録に残すことが望まれます。	

	評価結果
I-2 経営状況の把握	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
(コメント) 小学校区の学校関係者や地域の老人会、町会長等が集まり、地域の状況の情報交換会を2ヶ月に1回の頻度で開催していますが、保育所の現状についての意見交換や子どもの現状については協議されていません。法人運営の根幹として、人口の動態や出生数等、地域の状況を把握した上で、園の保育に係るコストの分析を行うことが望まれます。	
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	c
(コメント) 現状分析を行い、総合的な園の経営課題を明らかにし、役員（理事・監事等）間での協議検討が求められます。園舎の建替えについてや、保育ツールの変更については、職員に周知しています。建替えを機に、平成29年10月より0歳児の受け入れを開始しています。	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
(コメント)	建物の改修及び保育内容について、中長期計画に記載しています。中長期計画は3年から5年を目途として立案し、財務、人事、保育内容、環境整備などを含めた総合的な内容とすることが求められます。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	中長期計画書やそれに基づく事業計画書は、財務、環境整備、人事、保育内容など総合的に園を運営するための計画となるものです。理念・方針を踏まえて、事業全体の中長期計画及び事業計画を立案し、達成するための具体的な活動計画や活動報告、数値目標での進捗の状況確認の記載が望まれます。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	保育内容や行事については、会議で職員に周知しています。園の実施する事業全般についても職員の意見を反映して計画を策定し、進行状況の確認や評価・見直しを行うことが望まれます。	
I-3-(2)-②	事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	保育内容や行事については、園のしおりや手紙の配付により保護者に周知しています。保護者会などの機会に、保育園の総合的な事業について分かりやすい文書等を作成して保護者に周知する事が望まれます。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	c
(コメント)	保育内容のみならず、園の事業内容全てについての評価及び改善課題への組織的な取り組みが求められます。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
(コメント)	園の行事や保育内容のみならず、園全体の評価結果から課題を明確にし、組織全体で改善に取り組むことが求められます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	c
(コメント)	施設長は園全体の管理者として現場のリーダーシップをとっています。行事担当表はありますが、園の代表者である園長の責任性・経営管理者としての立場及び各職員の役割を明確にした職務分掌等を整備し、職員に周知することが求められます。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	施設長は児童虐待防止法に関する園内研修に職員と共に参加をしています。施設長は今後、園の業務に関する幅広い分野の法令の研修等に参加し記録を残すと共に、職員への学習の中心的役割を担うことが望まれます。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	施設長は、現場責任者として意欲的に活動しています。ただ、保育の場面においての具体的な職員への働きかけやそれらに関する記録類の整備、確認ができず、会議録等の綴りの中からも確認できません。職員研修予定表、事業計画により職員への研修内容は確認できます。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	業務の実効性の向上に向けて、職員規範やマニュアルの整備、人材育成や環境整備など、組織的に活動することが望まれます。業務の改善を行うための同じ意識を持つ職員組織の構築が望まれます。	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
(コメント)	こども園への移行に向けて、職員が必要資格を取得できるよう配慮していますが、人材確保・育成について、具体的な計画の構築が望まれます。看護師を配置し、安全・衛生に努めています。職員採用について、今後は、養成校との連携のみならず、就職フェアなどの活用も望まれます。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	c
(コメント)	29年度真友真会職員「子どものことを一番に考える保育をめざして」や保育士として・真友真会職員としての職員への職務規範的な服務規程は認められますが、園の方針や目標を意識して「期待する職員像」を明確にすることが望まれます。法人の求める職員育成のための人事考課の仕組みを構築することが求められます。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
(コメント)	職員の状況に応じて有給休暇を取得できるよう、職員配置に配慮しています。職員各々の意向については、主任、園長が把握し、個別に対応しています。改善策の例としては、シフトの見直しや短時間職員の雇用をしています。職員相互のコミュニケーションを図るため、福利厚生として新年互礼会への参加等もしています。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
(コメント)	園の方針・保育理念等に基づいて、法人の求める「期待する職員像」を明確にし、それに向けての、組織的な人材育成計画の遂行が求められます。職員面談は12月に実施していますが、職員各自の目標設定・目標進捗状況等の確認が適切に行われるような仕組みづくりが求められます。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	c
(コメント)	健康管理研究会、障害児研究会などに参加しています。職員育成のため、園での行動ガイドラインを作成しています。法人が求める理念を達成するための具体的な行動計画や専門技術については、技能に特化したものになっています。法人の保育目標、方針と整合性の取れた計画を組織的に構築し、研修実施にも反映することが求められます。	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
(コメント)	職員が研修参加できるよう配慮をしています。園長、主任、クラスリーダーによるOJTを行っています。OJTの基準となる職務基準、マニュアル、チェックリストなどを作成することが望まれます。	

		評価結果
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	実習受け入れマニュアルに、実習生の教育育成に関する手順を明文化しています。実習生に対する指導の仕方については、主任から実習生を受け入れるクラス担任に伝えています。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	ホームページに園の情報を掲載しています。財務状況については27年度のものを掲載していますが、直近の情報に更新することが望まれます。苦情解決の仕組みは構築していますが、第三者委員の氏名・連絡先等を明示することが望まれます。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	c
(コメント)	当該保育所における事務、経理系統の仕組みについては、職務分掌も含めて作成し、職員に周知することが求められます。会計事務所に経理事務委託をしており、相談・助言等を得ていますが、指導や指摘事項等記録に残し、それに基づいて経営改善を行うことが求められます。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
(コメント)	職員が子育てサロンへの出張ボランティアを行っています。5歳児クラスの子どもたちが地域清掃や世代間交流に参加しています。地域との関わり方や保護者への社会資源に対してのお知らせなどは、よく周知できる場所への掲示などが望まれます。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
(コメント)	ボランティア受け入れマニュアルを整備し、活用しています。中学校に出向いて保育士の仕事について講演したり、職場体験の受け入れを行っています。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
(コメント)	地域の関係機関や団体についてリスト化し、職員会議で周知して会議内容を記録に残すことが望まれます。年1回の関係機関の巡回や、保健所、市の児童育成課との連携もとられています。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	b
(コメント)	毎週火曜日に園庭開放を実施しています。地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会の開催等、在園の子どもの保育にとどまらず、地域への積極的な活動が望まれます。地域会議において津波を設定した話し合いがもたれていますが、災害時の役割を決めるなど、具体的な活動につなげることが望まれます。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
(コメント)	公民館でボランティアが運営している子育てサロンに協力し、地域の未就園児や保護者との関わりを持っています。子育てサロン会議にも出席しています。地域から保育園に望まれている法的な事業以外の活動について、地域のニーズを収集し、実現に向けた具体的な活動が望まれます。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
(コメント)	理念や方針に子どもの命の大切さについて明文化しています。倫理綱領や規程を策定し、保育の標準的な実施方法にも子どもを尊重した保育に関する基本姿勢を反映することが望めます。また、子どもの人権擁護について、保育計画の中にも明示することが望めます。子どもの性差や文化の違いについては固定的な考えを持たないよう配慮して保育を行っています。	
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b
(コメント)	プライバシー保護や虐待防止・権利擁護についてのマニュアルを整備しています。職員への周知のための研修等を記録に残すことが望めます。園で行っているプライバシー保護、権利擁護について保護者に対しても周知することが望めます。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
(コメント)	入園希望者には個別に対応し、園のしおりをういて説明しています。園の見学についても随時行っており、園のしおりで説明をしています。情報については年1回の見直しをしています。	
Ⅲ-1-(2)-②	福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	b
(コメント)	保育の開始や変更時において、園からの持ち物などの説明や時間等についての情報は、園のしおりをういて説明しています。保護者に説明し同意を得たことを書面に残すことが望めます。	
Ⅲ-1-(2)-③	福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	c
(コメント)	転園時には、口答で情報を伝えたり、「あゆみファイル」（発達支援を必要とする子ども一人ひとりに応じた、継続した支援を行うための記録）を送っています。保育園の利用終了後の相談について、相談方法や担当者について記載した文書を作成し、保護者に配付することが求められます。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	民営化により保護者アンケートを毎年実施しています。アンケート結果の分析を行い、それに伴う具体的な改善計画をたてて遂行する事が望めます。園長、主任が保護者会に出席しています。年長児の就学前の懇談や希望者による個人懇談を実施しています。全園児及び保護者の満足度を把握するために、クラス懇談会や個人懇談会などを定期的開催し、記録することが望めます。	

		評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
(コメント)	苦情解決の仕組みを整備していますが、分かりやすく説明した掲示や資料の配付が求められます。苦情内容についての解決結果は保護者に伝えていますが、苦情や意見の受付及び解決について適切に記録に残すことが求められます。	
Ⅲ-1-(4)-②	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	c
(コメント)	保護者が相談方法や相手を自由に選べる事を説明した文書を作成し、掲示・配付することが求められます。相談室を設置しています。	
Ⅲ-1-(4)-③	利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	苦情処理規定を整備しています。苦情対応手順は年度末に見直しをしています。意見箱の設置や普段からコミュニケーションをとり、相談しやすいよう心がけています。	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント)	リスクマネジメントの仕組みの構築がありません。危機管理についての認識を深め、事故防止のための体制作りを進めることが望まれます。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	感染症発生時の連絡体制を定めたマニュアルを整備しています。感染症発生時には玄関に状況の報告を掲示して保護者に周知しています。感染症マニュアルの見直しについては、看護師を中心とする予防活動など、職員に対して安全の確保についての周知や学習を実施し、マニュアルに沿った衛生管理を行うことが望まれます。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	災害時の保護者や職員の安否確認の方法を明確にし、職員に周知することが望まれます。備蓄品に関しては災害時の状況を想定し、状況に即した準備が望まれます。津波を想定して地域の団地の4～5階へ避難できるよう話をしており、実際に訓練も行っています。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	c
(コメント)	子どものことを一番に考える保育を目指し、日々あるべき姿勢を職員に周知しています。標準的な実施方法を適切に文書化し、職員に周知することが求められます。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
(コメント)	保育の方法についてはカリキュラム会議などを通じて検討していますが、標準的な実施方法を適切に文書化して、定期的に見直すことが求められます。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	b
(コメント)	各クラス担任が責任者となり指導計画を策定した後、主任・園長の意見を取り入れています。保育課程に基づいて指導計画を策定し、子どもや保護者の具体的なニーズを明示することが望まれます。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	c
(コメント)	指導計画の見直し・変更は、カリキュラム会議で行っています。カリキュラム会議の記録はありましたが、連絡事項のみになっていましたので、会議に参加していない職員への周知や次の計画に反映するためにも、指導案に対する話し合いの内容が分かるように記録することが求められます。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関する福祉サービスの実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
(コメント)	乳児は個別の発達計画を策定し、一人ひとりの子どもに合わせて保育が行われています。職員会議、カリキュラム会議等を定期的に行い、情報共有しています。記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や指導の工夫が望まれます。	
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b
(コメント)	個人情報保護規程を定めていますが、保存・廃棄についても明示することが望まれます。個人情報関係書類は鍵をかけた棚に保管し、園長が管理しています。職員に対して個人情報保護についての研修を行い、記録に残すことが望まれます。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育所保育の基本		
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	c
(コメント)	保育課程は、生命の維持・情緒の安定・食事・排せつ・着脱・言葉・睡眠・仲間関係・食育など年齢児ごとに策定していますが、地域に対しての支援・保護者への支援等必要な項目を含めて策定することが求められます。また、職員全員が参画して策定し、定期的に評価・見直しをすることが求められます。	
A-1-(1)-②	乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b
(コメント)	園舎建替えに伴い、新たに0歳児クラスを設けて受け入れを行っています。保育室から外を眺めることができ、光がたくさん入る構造となっており、子どもたちがのんびり過ごせる環境が整っています。担当制をうたっていますが、主に食事の時間で、すべての保育には担当制がなされていません。食事も順番にとるため、食事をしている横で遊ぶ子どもや寝ている子どもがいて落ち着ける環境ではありません。人的・物的環境の検討を行い、より一人ひとりに応じた保育ができる環境整備が望まれます。	
A-1-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b
(コメント)	子ども一人ひとりに応じて、丁寧な関わりをしています。食事の時は、保育士と向かい合う環境が整えられています。子どもが自発的な活動ができるような、環境整備及び保育士の関わりが望まれます。	
A-1-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b
(コメント)	園庭やホールで活動的に遊べるスペースを確保しています。鍵盤ハーモニカや百玉そろばんなど、就学前の教育的なことも取り入れています。	
A-1-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	b
(コメント)	2月のオープンキャンパスに参加する等、進学する子どもたちのことを考え、園長・主任・クラス担任が小学校と連携を図れるよう努めています。児童保育要録の作成にあたっては、保護者の同意を得ることが望まれます。	

		評価結果
A-1-(2) 環境を通して行う保育		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	b
(コメント)	各クラスから園庭を眺めることができる設計が施され、明るく気持ちの良い環境が保たれています。鍵盤ハーモニカやひらがなカードなど、子どもが自由に手に取り、遊べる工夫をしています。	
A-1-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	b
(コメント)	園庭は、遊具等はまだまだ十分に整備されていませんが、縄跳びをしたり、プランターで野菜を育てたりしています。	
A-1-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	b
(コメント)	行事や延長保育で、異年齢児が交流する場を設けています。活発な子どもが多くトラブルが発生することもあります。保育士が、一人ひとりの気持ちをくみとり、時間をかけて話し合っています。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	b
(コメント)	動植物等、保育室の中には置いていませんが、散歩に行ったときには、セミをとったり落ち葉を拾ったり、自然に触れるよう心掛けています。また、近隣の老人サロンにも出向き、交流を図っています。年長児は地域の公共機関を利用するなど、社会体験を得る機会があります。	
A-1-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	b
(コメント)	鍵盤ハーモニカや月ごとの詩の朗読など、年間を通じて子どもたちが言語や音楽に親しめるように工夫しています。	
A-1-(3) 職員の資質向上		
A-1-(3)-①	保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	b
(コメント)	各職員が、自己点検・自己評価表を用いて、年1回自己評価をしています。見直しや振り返りを記録に残し、互いの学び合いや意識の向上につながる取り組みとなるよう、実施方法や内容を検討することが望まれます。	

		評価結果
A-2 子どもの生活と発達		
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
A-2-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a
(コメント)	子どもたちには、穏やかな言葉で話しかけたり、ゆっくりと時間をとっています。	
A-2-(1)-②	障がいのある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	b
(コメント)	障がいのある子どもの個別計画を作成し、岸和田市の巡回指導や関係機関と協力しています。障がい児の個別計画は確認できましたが、内容が見直しや評価・反省など連絡のみになっています。また、巡回指導の内容等記載していません。今後検討が望まれます。	
A-2-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	b
(コメント)	延長保育時の各クラスの引継ぎはクラスノートに記載し、必ず職員間が目を通し、保護者に伝えるようになっていきます。延長保育時のおやつは市販のお菓子を提供していますが、献立等に明記し、保護者にその内容を伝えることが望まれます。	
A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
A-2-(2)-①	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	b
(コメント)	看護師が常駐しており、ケガや体調の変化等があった場合には適切に対応し、保護者に看護師から直接伝えていきます。子どもたちの体調については、朝の受け入れ時等に保護者から詳しく様子を聞き、対応しています。	
A-2-(2)-②	食事を楽しむことができる工夫をしている。	b
(コメント)	担当保育士が子どもの食べる量を把握し、一人ひとりに合った量を提供しています。0・1・2歳児には、その子どもにあったペースで付き添い、介助しています。子どもが配膳や片づけに参加できる取り組みが望まれます。	
A-2-(2)-③	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	b
(コメント)	0・1・2歳児は、少し重みの有る陶器の食器を使用し、3歳以上児と食器を使い分けています。おやつは現在、市販の菓子が多いようですが、出来る限り手作りを心がけることが望まれます。	
A-2-(2)-④	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	b
(コメント)	健康診断の結果や歯科健診の結果は記録し、職員や保護者に周知しています。	

		評価結果
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
A-2-(3)-①	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	b
(コメント)	主治医による指示（意見書）のもと、アレルギー対応の食事の献立をたて、保護者にも確認をとっています。除去食を提供しているとのことですが、色合いなど他の子どもたちとの相違に配慮することが望まれます。	
A-2-(3)-②	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	b
(コメント)	食中毒が起きた時の対応の方法など、園長が中心になって職員に周知しています。調理室職員との話し合いや検討を行っていますが、記録に残すことが望まれます。	

		評価結果
A-3 保護者に対する支援		
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-①	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	b
(コメント)	サンプルを掲示し、掲示の内容が何歳児の量かということも保護者に知らせています。また、アレルギーが疑われる食品は、園で食べる前に家庭で試してもらうようお願いしています。食育だより（いただきま-す）を発行して、旬の食材やレシピを紹介しています。保護者が試食できる機会を設けたり、食育に関心を持つような取り組みを検討することが望まれます。	
A-3-(1)-②	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	b
(コメント)	連絡帳を用いて家庭での子どもの様子などを把握し、担任や副担任が情報を共有しています。保護者支援について、保育課程や指導計画に明示し、計画的見通しをもって実施することが望まれます。	
A-3-(1)-③	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	b
(コメント)	職員と保護者の情報交換及び保護者同士の交流の場として、行事参加や保育参観を実施しています。行事参加だけでなく、普段の様子が分かる保育参加の実施の検討が望まれます。また、個人懇談はありますが、クラス懇談の実施の検討が望まれます。	
A-3-(1)-④	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	b
(コメント)	朝の視診において子どもたちの様子を確認しています。着替えをするときもチェックして虐待の早期発見・予防に努めています。マニュアルに基づいた研修を実施する等、全職員が虐待の早期発見及び発見した時の対応について十分に理解するための取り組みを行い、記録に残すことが望まれます。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる	b
(コメント)	就業規則に体罰の禁止を明記しています。真友真会職員の手引書にも体罰の禁止を記載し、会議等で周知しています。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	Dolce Bambini (旧新条保育所) を利用の保護者
調査対象者数	61 世帯
調査方法	アンケート調査

利用者(保護者)への聞き取り等の結果(概要)

Dolce Bambini (アンケート実施時は新条保育所) を利用している保護者61世帯を対象に調査を行いました。送迎の時間を利用して保育園から調査票を配付してもらい、回収は評価機関へ直接郵送する形をとり、13世帯から回答がありました。(回答率 21.3%)

特に満足度の高い項目として

「献立表やサンプル表示などで、毎日給食の内容がわかるようになっていませんか」

が100%の満足度、

「日常的な情報交換に加え、別の機会を設けて相談に応じたり、個別面接などを行ったりしていますか」

が90%を超える満足度、

「健康診断の結果について、園から伝えられていますか」

などが75%を超える満足度となっています。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等